

営業時間短縮に係る 感染拡大防止協力金 のご案内

都内全域の飲食店等

—— 大企業向け ——

令和3年4月1日～4月11日実施分

申請受付要項

申請
受付期間

令和3年 **5月31日**(月) ～ **6月30日**(水)

専用
ポータルサイト

<https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/apr/daikigyo/index.html>
このポータルサイトから申請してください。



東京都

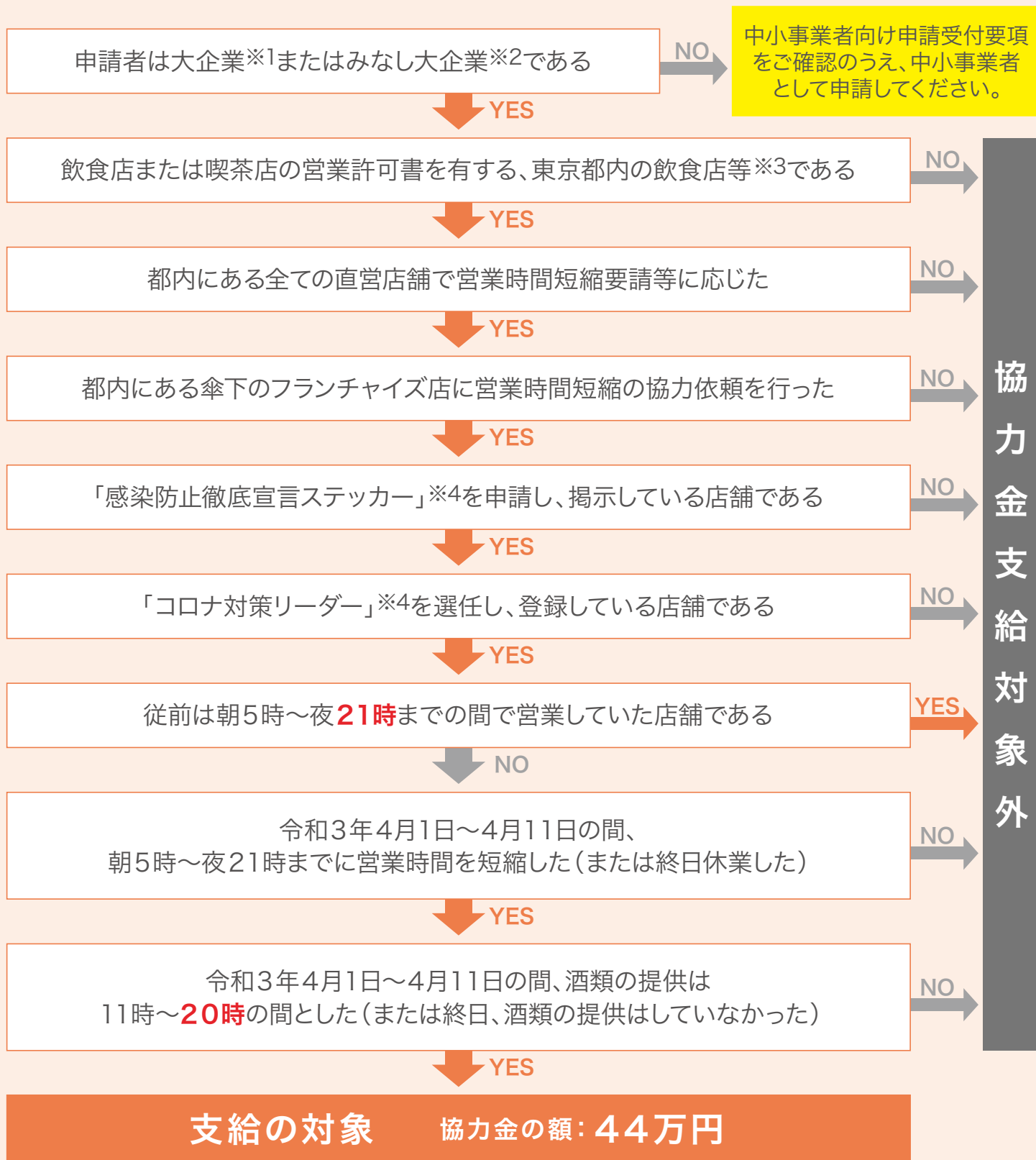
東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

(電話) **03-5388-0567**

(受付時間) 9時から19時まで(土、日、祝日も開設しています。)

協力金の対象

協力金を申請する店舗が、協力金の対象であるかどうかをご確認ください。



※¹ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業(小売業であれば、資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人)に該当しない会社

※² みなし大企業とは、次に掲げるいずれかの事項に該当する中小企業をいいます。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を所有又は出資していること
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の2/3以上を所有又は出資していること
- ・役員総数の1/2以上を大企業の役員又は職員が兼務していること
- ・その他大企業が実質的に経営を支配(大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など)する力を有していると考えられること

※³ 飲食店等とは、「飲食店」及び「遊興施設等(バー・カラオケボックス等)」で飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗です。

※⁴ 感染防止徹底宣言ステッカーやコロナ対策リーダーについては、東京都防災ホームページをご確認ください。

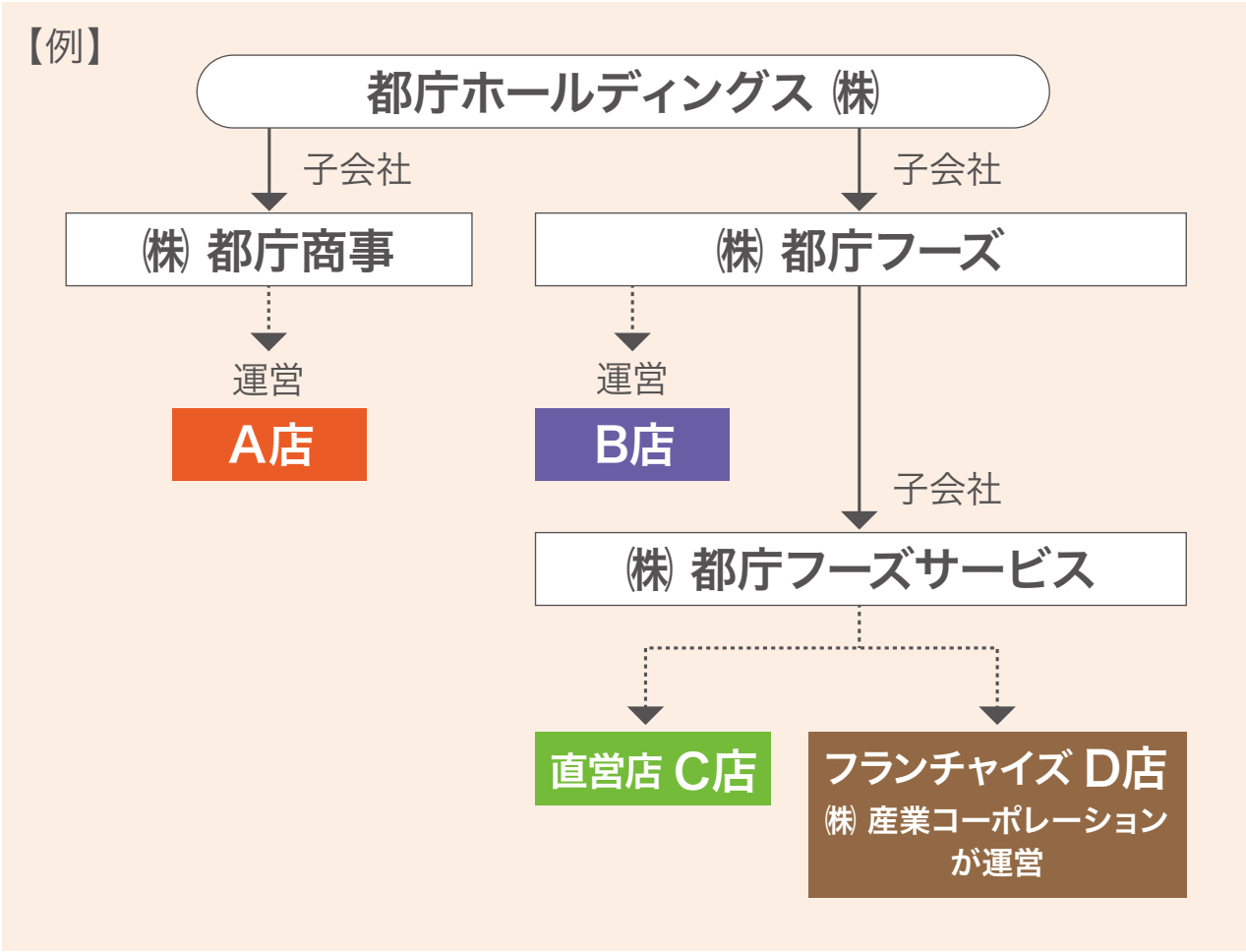
「感染防止徹底宣言ステッカー/コロナ対策リーダー」

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>

申請主体の考え方

協力金の申請は、実質的に店舗を運営する法人単位等（＝子会社、各フランチャイズ加盟事業者等）で取りまとめて申請してください。

【例】



—— 親会社・子会社、フランチャイズ関係における申請主体の考え方 ——

A店の申請者	(株) 都庁商事	→ 都庁ホールディングス (株)ではない
B店の申請者	(株) 都庁フーズ	→ 都庁ホールディングス (株)ではない
C店の申請者	(株) 都庁フーズサービス	→ (株) 都庁フーズではない
D店の申請者	(株) 産業コーポレーション	→ (株) 都庁フーズサービスではない

注 意

- ・申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する法人単位でまとめてください。
- ・申請後の店舗追加はできません。申請前に対象店舗を十分ご確認ください。
- ・同一法人による複数回の申請は受け付けられません。

協力金の申請簡素化（事業者ごとに判定）

協力金を申請する事業者が、協力金の申請を簡素化できるかどうかをご確認ください。

注意 協力金の支給を受けるには、1ページの協力金の対象店舗であることが前提です。

過去に東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給を受けたことがある

YES

NO



令和3年1月22日～2月7日実施分の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知を持っている

または



令和3年2月8日～3月7日実施分の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知を持っている

または



令和3年3月8日～3月31日実施分の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知を持っている

YES

NO

前回協力金を申請した時の**申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない**（複数店舗の場合、申請する店舗がすべて同じ）

YES

NO

簡易申請が可能です。

（申請者情報等の申請書類を簡素化できます。）

令和3年1月22日～2月7日実施分、令和3年2月8日～3月7日実施分又は、令和3年3月8日～3月31日実施分の協力金の支給決定通知をお持ちの方で、前回申請時の申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない方用

通常申請を行ってください。

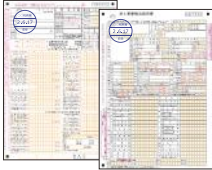
左記以外の方用

申請時に準備する書類

申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて申請願います。
なお、**申請後の店舗追加はできません**。また、**同一事業者による複数回の申請も受け付けられない**ため、申請前に申請する店舗を十分ご確認ください。

注意

令和3年1月22日～2月7日実施分、令和3年2月8日～3月7日実施分又は、令和3年3月8日～3月31日実施分の支給決定通知をお持ちの方であっても、前回申請時と申請店舗(屋号、所在地の変更を含む)が異なる場合、申請者名、振込先口座が変更になった場合は通常申請を行ってください。

簡易申請	通常申請	申請する法人に関する書類	
令和3年1月22日～2月7日実施分、令和3年2月8日～3月7日実施分又は、令和3年3月8日～3月31日実施分の協力金の支給決定通知をお持ちの方で、前回申請時の申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない方用	左記以外の方用		
○ 提出が必要です。	○ 提出が必要です。	① 誓約書	 法人の代表者が自署してください。 又はゴム印+法人代表者印でも可能です。
省略可	○ 該当がある場合、提出が必要です。	② 都内にある傘下のフランチャイズ店舗一覧	 専用のフォーマット(Excel)をダウンロードして提出してください。 ※直営店舗以外の全てのフランチャイズ店舗をリストにしてください。
○ 該当がある場合、提出が必要です。	○ 該当がある場合、提出が必要です。	③ 都内にある傘下のフランチャイズ店に対する営業時間短縮の協力依頼を証する書類	 フランチャイズ店への営業時間短縮(4月1日～4月11日分)の協力依頼を行ったメール、通知文、加盟店向け専用HPなど
省略可	○ 提出が必要です。	④ 納税関係書類	 受付印のある直近の確定申告書 ①確定申告書(別表一)(控え) ②法人事業概況説明書又は会社事業概況書(控え) ※①②とも受付印又は受付日等の記載のあるもの ※電子申告の場合、受付通知を添付 ※①②どちらも必要です
省略可	○ 提出が必要です。	⑤ 振込先口座及び口座名義人が確認できる書類	 〈カナ口座名義人、金融機関名・コード、支店名・コード、預金種目、口座番号〉がわかる、通帳の見開き面の写し、又はインターネットバンキングの該当ページの写しなど

簡易申請

通常申請

申請する店舗の営業実態を確認できる書類 (店舗ごとにすべての書類が必要です。)

営業許可期間の更新がない場合省略可

6 飲食店又は喫茶店の営業許可書(写し)

店舗ごとに必要

■(例) 飲食店営業許可書

29品保生食は第0000号

営業許可書

営業者住所
営業者氏名

平成30年2月8日付で申請のあった営業については、
食品衛生法第52条第1項の規定により、
下記の通り許可します。

平成30年2月14日
保健所長 ○○ ○○印

記

1 営業所の住所
2 営業の種類
3 営業所の名称、屋号または商号
4 許可条件

本許可の効力は 平成30年2月14日から
平成36年2月29日までとする

(※) 1店舗ごとに営業許可書(写し)が必要です。

(※) 保健所発行の営業許可書を添付してください。

(※) 公安委員会が発行した「営業許可証—社交飲食店等」では申請できません。

(※) 直近の申請時以降、営業許可の更新手続きを行った場合は、最新の営業許可書を添付してください。

(※) 営業許可書の営業者氏名が申請者と一致しない場合は、両者の関係を示す書類及び「飲食店等営業許可書に係る確認書」が必要です。ポータルサイトからダウンロードしてください。

7 営業を行っていたことがわかる書類 ※(1)・(2)のどちらも提出が必要です

店舗ごとに必要

■(1) 光熱水費等のお知らせ(検針票)又は領収書(写し)

水道・下水道使用量等のお知らせ 東京都水道局

水道 太郎様 住所 東京都千代田区〇〇〇〇 〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇

基本日 〇〇月〇〇日 検針日 〇〇月〇〇日

使用月分 〇〇月 〇〇日 〇〇日 〇〇日

使用量 水道 〇〇m³ 下水道 〇〇m³

使用料金 水道 〇〇円 下水道 〇〇円

合計料金 〇〇円

口座振替予定日 〇〇月 〇〇日

東京都水道局

(※) 店舗所在地が記載されているもの

(※) 営業時間短縮要請前から営業活動を行っていたことを確認する書類のため、令和3年1月1日以降の期間が含まれるものを用意してください。

(※) 申請する店舗が「その場所」で「営業時間短縮要請前」から「営業活動を行っていた」ことを確認する書類として、**対象店舗の所在地が記載されているものであれば、以下のような書類で代替が可能です。**

(例)・店舗の賃貸借契約書+家賃請求書(3月分)

・店舗固定電話の請求書(3月が使用期間のもの) ※店舗宛てに請求書が届く場合

・おしぼりの納品書+請求書(2月・3月分)

・パレットのリースに係る納品書+請求書(2月・3月分) など

省略可

7

店舗ごとに必要

■ (2) 店舗の内観及び外観がわかる写真



(※) 内観、外観それぞれ以下の点に留意してください。

【内観】・常態として**飲食できるスペースがあるかどうか**を確認できるよう、なるべく広く店内が写っている写真としてください。

・イス1つだけの写真や極端に接写している写真など、店内がわかりにくい場合には、追加で写真の提出が必要となります。

【外観】・店舗の全景に加え、「のれん」や看板など、**店舗名がわかる写真**としてください。

看板やロゴ等の位置によっては複数枚の写真となっても差し支えありません。

・看板のない扉だけの写真など、店舗としての外観がわかりにくい場合には、追加で写真の提出が必要となります。

■ (悪い例)

【内観】



(※) 店内かどうか分からない。



(※) 飲食スペースが写っていない。

【外観】



(※) 申請店舗かどうか分からない。



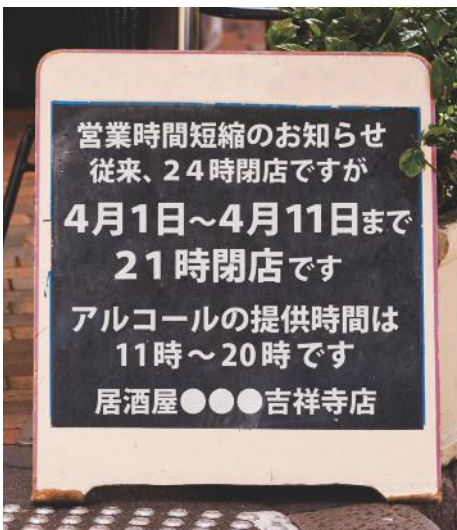
(※) 看板が無く、申請店舗かどうか分からない。

8

店舗ごとに必要

■ 営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類

■ (例) 4月1日～4月11日の期間の営業時間短縮等を告知するポスターを掲示している写真、チラシ、DM等



(※) 申請する**店舗の名称**や**営業時間を短縮する期間**(4月1日～4月11日)、**営業時間短縮等の状況**が明記された書類をご提出ください。

(※) 酒類を提供する店舗は、**酒類の提供時間**についても記された書類を提出してください。

■ (悪い例)



(※) 短縮後の営業時間か分からない。

(※) 申請店舗かどうか分からない。

(※) 酒類の提供時間短縮がわからない。

簡易申請	通常申請	<div data-bbox="300 91 352 344" data-kind="parent" data-rs="2"> <div>⑨</div> <div>店舗ごとに必要</div> </div> <div data-bbox="368 98 1182 136">「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真</div> <div data-bbox="906 159 1500 266"> <p>(※)「感染防止徹底宣言ステッカー」そのもののコピーや写真を添付するのではなく、店舗に掲示していることが明確にわかる写真をご提出ください。</p> </div> <div data-bbox="400 159 861 607">  </div> <div data-bbox="901 324 1114 607">  </div> <div data-bbox="1137 322 1500 611"> <p>(※) 感染防止徹底宣言ステッカーの申請が必要です。</p> <p>(※) ステッカーに印字された店舗の名称が見える写真を提出してください。</p> <p>(※) 店舗の名称が空白もしくは手書きのものは認められません。</p> </div>
------	------	---

(※) 複数店舗を申請される場合は、⑥～⑩についてそれぞれの店舗ごとにご提出ください。

(※) 各書類、写真は鮮明に読み取れるものをご提出ください。

注意

申請内容に不備がある場合、内容の確認が必要となることから、支給までに通常よりも多くの時間を要します。申請書類提出の前に、以下の内容を必ずご確認ください。

申請内容のよくある不備について

必要書類の添付が漏れている申請が多く見られます。まずは、必要書類の確認をお願いします。以下、個別の不備事例を掲載します。

誓約書における不備

① 誓約書の署名が自署されていない

- ・ 誓約書の氏名は、法人の代表者が手書きで署名してください。ゴム印を使用する場合は必ず法人代表者印も押してください。

【不備の例】

- × 氏名欄にゴム印で氏名をスタンプしたが法人代表者印がないもの
- × 氏名欄に電子署名を貼り付け など

② 誓約書の様式が、今回のものではない

- ・ 誓約書の様式は申請する回ごとに異なります。
- ・ 今回の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年4月1日～4月11日実施分）一大企業向けーの様式を必ず使用してください。

営業許可書における不備

③ 営業許可書の営業所所在地が申請店舗の住所と一致していない

- ・ 営業許可書の「営業所の所在地」は、申請店舗の住所と一致していることが必要です。
- ※ 一致しない場合には、住所相違の理由（地番と住居表示の混在等）のわかる資料を添付してください。

④ 営業許可書の店舗名が申請店舗の名称と一致していない

- ・ 営業許可書の「営業所の名称」は、申請店舗の名称と同じであることが必要です。
- ・ 店舗の名称を変更している場合は、営業許可書表面に加え、変更記事が記載された面も添付してください。変更後まもなくで新しい店舗名称の営業許可書が手元にない場合は、変更手続きを行っていることを証明する書類を提出してください。

⑤ 営業許可書の営業者氏名が申請者と一致していない

- ・ 原則として、営業許可書の発行を受けている方が協力金申請の対象者となります。対象者が申請をしてください。
- ・ 一致しない場合には両者の関係を示す書類（賃貸借契約書、業務委託契約書等）を提出いただき、個別に審査することとなります。「飲食店等営業許可書に係る確認書」（ポータルサイトからダウンロード）と合わせて必要な書類をご提出ください。

【必要な書類例】

業務委託 …… 業務委託契約書

共同経営 …… 共同経営申請書

フランチャイズ …… フランチャイズ契約書

⑥ 営業許可書の営業許可期間が要請期間中で途切れている

- ・ 以下の場合には、**新旧両方**の営業許可書の提出が必要です。
 - 1) 営業許可期間の始期が4月1日以降となる場合 → 更新**前**の許可書も必要
 - 2) 営業許可期間の終期が4月11日より前で満了する場合 → 更新**後**の許可書も必要

⑦ 飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書ではない書類が添付されている

- ・ 本協力金の申請には、食品衛生法で定める飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書の提出が必要です。食品製造等、それ以外の許可書では協力金の申請はできません。
- ・ 公安委員会が発行した「営業許可証—社交飲食店等」では申請できません。

「光熱水費等のお知らせ(検針票)又は領収書(写し)」における不備

特に注意!

⑧ 光熱水費等のお知らせ(検針票)又は領収書(写し)に店舗の所在地が記載されていない

- ・ 「光熱水費等のお知らせ(検針票)又は領収書(写し)」は、対象店舗が実態として営業を行っていたかを確認するための書類です。このため対象店舗の所在地(ビル名、商業施設名のみでも可)が記載されているものであれば、以下のような書類でも代替可能です。
 - 1) 店舗の賃貸借契約書 + 要請直前(3月分)の家賃請求書
 - 2) 店舗固定電話の請求書(3月が使用期間のもの)
 - 3) おしぼりの納品書 + 請求書(2月・3月分)
 - 4) パレットのリースに係る納品書 + 請求書(2月・3月分) など
 - ※ 「+」の記載があるものはセットでの提出が必要です。
 - ※ 申請者名と光熱水費等の契約者が異なる場合は、関係がわかる書類も提出が必要です。

「店舗の内観及び外観がわかる写真」における不備

特に注意!

⑨ 店舗の内観がわかる写真が必要要件を満たしていない

- ・ 店舗の内観写真は、「店内に飲食スペースがあること」が分かるよう、なるべく広範囲が入る形で撮影してください。

【不備の例】

- × 限られた机・椅子しか写っておらず、店内かどうか分からないもの
- × 厨房部分の写真となっており、飲食スペースの確認ができないもの など

特に注意！

⑩ 店舗の外観がわかる写真が必要要件を満たしていない

- ・ 店舗の外観写真は、看板などで店舗の名称（チェーン名等）が確認でき、店舗の外から店舗が見える角度で撮影した写真を提出してください。
- ・ 看板の位置等に応じて複数枚の写真となっても問題ありません。
（例：地下フロアの店舗の場合…地上部分の看板＋地下への階段部分＋店舗の入口部分 など）

【不備の例】

- × 看板のない扉のみが写っており、申請店舗かどうかわからないもの
- × 閉じたシャッターのみが写っており、申請店舗かどうかわからないもの
- × 看板の一部だけしか写っておらず、店舗の名称がわからないもの など

「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」における不備

特に注意！

⑪ 申請店舗が営業時間を短縮したことがわからない

- ・ 申請する店舗の名称と併せて、営業時間を短縮する期間（4月1日～4月11日）及び営業時間短縮の状況（夜21時までに閉店、休業など）が明記された書類をご提出ください。

特に注意！

⑫ アルコールの提供時間を11時～20時の間としていることがわからない

- ・ アルコールを提供している店舗は、申請する店舗の名称と併せて、提供時間を「11時～20時の間」としていることが明記された書類をご提出ください。

⑬ 「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」として適切でない

- ・ 店頭でポスターを掲出している写真のほか、店舗ホームページ、チラシ、DMなど、店舗からお客様に告知していることがわかるものをご提出ください。
- ・ グルメポータルサイトなどは第三者による書き込みが可能であるため、適切ではありません。

「感染防止徹底宣言ステッカーを店舗に掲示している写真」における不備

⑭ ステッカーが店舗に貼られていることがわからない

- ・ ステッカーそのものの写真ではなく、店舗に掲示していることがわかる写真を提出してください。
- ・ ステッカーには、対象店舗の名称が印字された状態であることが必要です。
- ・ ステッカー記載の店舗の名称が小さく、読み取れない場合には、別途、近くから撮影した写真も添付してください。

協力金の申請方法

ポータルサイト -大企業向け- にアクセスし、「オンライン申請」を行います。
(URL) <https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/apr/daikigyo/index.html>

簡易申請

令和3年1月22日～2月7日実施分、令和3年2月8日～3月7日実施分又は、令和3年3月8日～3月31日実施分の協力金の支給決定通知をお持ちの方で、前回申請時の申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない方用

マイページにアクセスするための
パスワード発行を行います。

マイページにアクセスします。

前回入力した申請者情報・
振込先口座情報を確認し
申請する法人に関する書類
をアップロードします。

- 誓約書
- 都内にある傘下のフランチャイズ店に対する営業時間短縮の協力依頼を証する書類

申請する店舗ごとの情報を確認します。
※申請する店舗(名称、所在地を含む)が前回の申請と異なる場合は通常申請を行ってください。

申請する店舗の営業実態を確認できる書類
を店舗ごとにアップロードし、
店舗情報の登録を完了させます。

- 営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類

通常申請

左記以外の方用

申請者情報・振込先口座情報を登録し、
マイページを作成します。

申請する法人に関する書類
をアップロードし、
事業者情報の登録を完了させます。

- 誓約書
- 都内にある傘下のフランチャイズ店舗一覧
- 都内にある傘下のフランチャイズ店に対する営業時間短縮の協力依頼を証する書類
- 納税関係書類
- 振込先口座及び口座名義人が確認できる書類

マイページにアクセスするための
パスワード発行を行います。

マイページにアクセスします。

申請する店舗ごとの情報を入力します。
※専用フォーマット(Excel)を使用して、
店舗情報をまとめて入力できます。

申請する店舗の営業実態を確認できる書類
を店舗ごとにアップロードし、
店舗情報の登録を完了させます。

- 飲食店又は喫茶店の営業許可書(写し)
- 光熱水費等のお知らせ(検針票)又は領収書(写し)
- 店舗の内観及び外観がわかる写真
- 営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類
- 「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真
- コロナ対策リーダー宣誓書(写し)

※ **申請する法人に関する書類** **申請する店舗の営業実態を確認できる書類** をオンラインで提出することが難しい場合には、郵送で提出することも可能です。

⇒郵送方法は、12～13ページをご確認ください。 **※持参は受け付けません。**

オンラインでの確認書類の提出が難しい場合には、郵送で提出することも可能です。

ポータルサイト -大企業向け- にて「オンライン申請」を行った後、

申請する法人に関する書類 申請する店舗の営業実態を確認できる書類 を郵送で提出する場合には、
以下の方法で取りまとめたうえで提出してください。

手順
1

ポータルサイト -大企業向け- にアクセスし、
申請書類の郵送用【表紙】フォーマットをダウンロードしてください。
(URL) <https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/apr/daikigyo/index.html>

手順
2

【表紙】 申請する法人に関する書類 に事業者名・申請番号を記入のうえ、
全てのシートを印刷します。

手順
3

必要書類を番号順に揃え、それぞれの申請書類の一枚目に【表紙】をつけてください。

簡易申請を行う場合

簡易申請用【表紙】と①③を提出

通常申請を行う場合

通常申請用【表紙】と①～⑤すべて提出

簡易申請を行う場合は 簡易申請用 の郵送用【表紙】フォーマット、通常申請を行う場合は 通常申請用 の郵送用【表紙】フォーマットをポータルサイトからダウンロードして使用してください。

(※ 以下の説明で示している表紙の画像は、通常申請用の例です。)

表紙

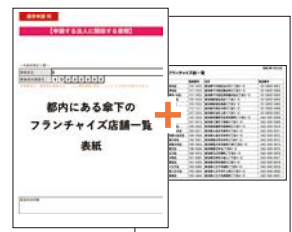


①誓約書



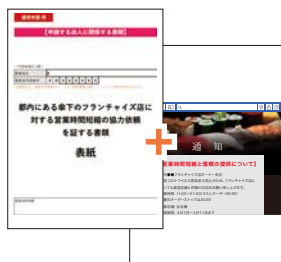
②都内にある傘下の
フランチャイズ店舗一覧

※フランチャイズ店がない場合は不要
※前回の支給決定通知をお持ちの大企業は、前回から変更があった場合のみ提出してください。



③フランチャイズ店に対する
営業時間短縮の
協力依頼を証する書類

※フランチャイズ店がない場合は不要



④納税関係書類



⑤振込先口座及び口座名義人
が確認できる書類



手順
4

A4縦の2穴の書類ファイルとしてまとめてください。

※提出書類についてお問い合わせをする場合があります。

提出前に書類一式の控えを必ずお取りください。



P13に続く

【表紙】 申請する店舗の営業実態を確認できる書類 に事業者名・店舗名・申請番号(事業者申請番号と枝番号)を記入のうえ、全ての店舗分のシートを印刷します。



店舗ごとに必要書類を順番に揃え、店舗ごとに一枚目に【表紙】をつけてください。

簡易申請を行う場合

簡易申請用【表紙】と④を提出

通常申請を行う場合

通常申請用【表紙】と①～⑥すべて提出

簡易申請を行う場合は 簡易申請用 の郵送用【表紙】フォーマット、通常申請を行う場合は 通常申請用 の郵送用【表紙】フォーマットをポータルサイトからダウンロードして使用してください。
(※ 以下の説明で示している表紙の画像は、通常申請用の例です。)

A店舗各書類

表紙



① 飲食店又は喫茶店の営業許可書(写し)



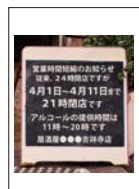
② 光熱水費等のお知らせ(検針票)又は領収書(写し)



③ 店舗の内観及び外観がわかる写真



④ 営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類(4月1日～4月11日分)



⑤ 「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真



⑥ コロナ対策リーダー宣誓書(写し)



B店舗各書類

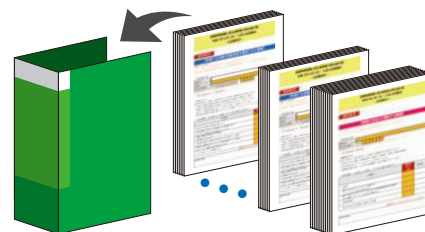


X店舗各書類



手順4でまとめた書類ファイルの下に、手順6の書類をつけてください。
A4縦の2穴の書類ファイルにファイリングしてください。

※提出書類についてお問い合わせをする場合があります。
提出前に書類一式の控えを必ずお取りください。



宅配便など荷物の追跡ができる方法で、下記の宛先まで送付してください。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年4月1日～4月11日実施分)事務局

※持参は受け付けません。 ※6月30日(水曜日)の消印有効です。

誓約書

私は、営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和３年４月１日～４月１１日実施分）」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- ・要請対象の全ての直営店舗について、申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金全額の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和３年４月１日～４月１１日実施分）申請サイト」に記載して申請した事項について、事実と相違ありません。
- ・飲食店等を運営する中小企業又は個人事業主ではなく、大企業（みなし大企業を含む）であることに相違ありません。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・法人名、店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- ・これまでの申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- ・店舗・利用客双方による感染拡大防止対策の一層の徹底に向けた旗振り役として、店舗ごとに「コロナ対策リーダー」を選任し、利用客に感染防止マナーを促す活動を行います。
- ・申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・申請した全ての店舗は、飲食店又は喫茶店の業種に係る営業許可を有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・私は、法人の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員、同条第４号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・申請書類等に記載された情報を、国の支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関等から求めがあった場合、その限度で提供することに同意します。

以上

令和 年 月 日

東京都知事殿

所 在 地

法 人 名

代表者職・氏名（代表者印）

（自署のほか、ゴム印＋代表者印も可）



誓約書

私は、営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年4月1日～4月11日実施分）」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- ・要請対象の全ての直営店舗について、申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金全額の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年4月1日～4月11日実施分）申請サイト」に記載して申請した事項について、事実と相違ありません。
- ・飲食店等を運営する中小企業又は個人事業主ではなく、大企業（みなし大企業を含む）であることに相違ありません。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・法人名、店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- ・これまでの申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- ・店舗・利用客双方による感染拡大防止対策の一層の徹底に向けた旗振り役として、店舗ごとに「コロナ対策リーダー」を選任し、利用客に感染防止マナーを促す活動を行います。
- ・申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・申請した全ての店舗は、飲食店又は喫茶店の業種に係る営業許可を有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・私は、法人の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・申請書類等に記載された情報を、国の支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関等から求めがあった場合、その限度で提供することに同意します。

以上

令和 3 年 5 月 31 日

東京都知事殿

所 在 地

東京都新宿区西新宿 2-8-1

法 人 名

株式会社都方産業

代表者職・氏名（代表者印）

代表取締役社長 東京 太郎

（自署のほか、ゴム印+代表者印も可）



注意

法人の代表者が自署してください。
又はゴム印+法人代表者印でも可能です。

（※）過去の誓約書は使用できません。実施期間をよくご確認ください。

主な金融機関のコード

コード	金融機関名
0001	みずほ銀行
0010	りそな銀行
0009	三井住友銀行
0005	三菱UFJ銀行

信託銀行

コード	金融機関名
0300	SMBC信託銀行
0288	三菱UFJ信託銀行
0289	みずほ信託銀行
0294	三井住友信託銀行

その他の銀行等

コード	金融機関名
0398	あおぞら銀行
0397	新生銀行
0033	PayPay銀行
0401	シティバンク、エヌ・エイ
2963	中央労働金庫
0036	楽天銀行
9900	ゆうちょ銀行 ※東京都内、関東各県及び山梨県内に所在するゆうちょ銀行及び郵便局

コード	金融機関名
0542	愛知銀行
0129	足利銀行
0174	伊予銀行
0183	大分銀行
0185	鹿児島銀行
0509	北日本銀行
0137	きらぼし銀行
0522	京葉銀行
0179	佐賀銀行
0175	四国銀行
0125	七十七銀行
0153	十六銀行
0181	十八親和銀行
0532	大光銀行
0514	大東銀行
0134	千葉銀行
0168	中国銀行
0126	東邦銀行
0517	栃木銀行
0534	富山第一銀行
0190	西日本シティ銀行
0182	肥後銀行
0169	広島銀行
0513	福島銀行
0501	北洋銀行
0146	北國銀行
0562	みなと銀行
0569	もみじ銀行
0142	山梨中央銀行

コード	金融機関名
0117	青森銀行
0172	阿波銀行
0123	岩手銀行
0152	大垣共立銀行
0159	関西みらい銀行
0163	紀陽銀行
0508	きらやか銀行
0578	高知銀行
0167	山陰合同銀行
0149	静岡銀行
0151	清水銀行
0121	荘内銀行
0150	スルガ銀行
0164	但馬銀行
0135	千葉興業銀行
0131	筑波銀行
0124	東北銀行
0166	鳥取銀行
0543	名古屋銀行
0143	八十二銀行
0155	百五銀行
0147	福井銀行
0140	第四北越銀行
0144	北陸銀行
0154	三十三銀行
0184	宮崎銀行
0122	山形銀行
0138	横浜銀行
0119	秋田銀行

コード	金融機関名
0161	池田泉州銀行
0576	愛媛銀行
0188	沖縄銀行
0191	北九州銀行
0158	京都銀行
0128	群馬銀行
0017	埼玉りそな銀行
0157	滋賀銀行
0538	静岡中央銀行
0130	常陽銀行
0512	仙台銀行
0178	筑邦銀行
0544	中京銀行
0526	東京スター銀行
0516	東和銀行
0145	富山銀行
0162	南都銀行
0525	東日本銀行
0173	百十四銀行
0177	福岡銀行
0120	北都銀行
0116	北海道銀行
0118	みちのく銀行
0133	武蔵野銀行
0170	山口銀行
0187	琉球銀行

信用金庫

コード	金融機関名
1000	信金中央金庫
1327	足立成和信用金庫
1283	川崎信用金庫
1336	西京信用金庫
1282	湘南信用金庫
1345	昭和信用金庫
1348	世田谷信用金庫
1321	東栄信用金庫
1311	東京シティ信用金庫
1253	飯能信用金庫
1280	横浜信用金庫

コード	金融機関名
1252	青木信用金庫
1358	青梅信用金庫
1305	興産信用金庫
1310	さわやか信用金庫
1344	城南信用金庫
1356	巣鴨信用金庫
1352	瀧野川信用金庫
1349	東京信用金庫
1320	東京東信用金庫
1346	目黒信用金庫

コード	金融機関名
1303	朝日信用金庫
1323	亀有信用金庫
1326	小松川信用金庫
1319	芝信用金庫
1351	城北信用金庫
1341	西武信用金庫
1360	多摩信用金庫
1333	東京三協信用金庫
1262	東京ベイ信用金庫
1386	山梨信用金庫

農業協同組合

コード	金融機関名
5039	秋川農業協同組合
5100	東京スマイル農業協同組合
5055	東京南農業協同組合
5037	西多摩農業協同組合
5070	マインズ農業協同組合
5095	世田谷目黒農業協同組合
5094	東京中央農業協同組合
5077	東京みらい農業協同組合
5030	西東京農業協同組合
5060	町田市農業協同組合
5097	東京あおば農業協同組合
5072	東京みどり農業協同組合
5087	東京むさし農業協同組合
5050	八王子市農業協同組合
3013	東京都信用農業協同組合連合会 ※本店、八丈島代理店及び小笠原島代理店

信用組合

コード	金融機関名
2010	全国信用協同組合連合会
2241	共立信用組合
2243	七島信用組合
2254	第一勧業信用組合
2215	東京証券信用組合
2210	東浴信用組合
2211	文化産業信用組合

コード	金融機関名
2060	あすか信用組合
2271	警視庁職員信用組合
2231	青和信用組合
2248	大東京信用組合
2274	東京消防信用組合
2235	中ノ郷信用組合

コード	金融機関名
2226	東信用組合
2229	江東信用組合
2202	全東栄信用組合
2224	東京厚生信用組合
2276	東京都職員信用組合
2277	ハナ信用組合

協力金の概要

趣旨

東京都は、都内全域の飲食店等の皆様に営業時間の短縮等のご協力をお願いいたしました。この要請に応じて、対象となる店舗（以下「対象店舗」といいます。）を運営されている方で、営業時間の短縮等に協力いただいた大企業（みなし大企業を含む。）の皆様に対して、協力店舗ごとに「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年4月1日～4月11日実施分）」（以下「協力金」といいます。）を支給いたします。

支給額

全面的にご協力いただいた期間の対象店舗数に応じて支給額は異なります。

令和3年 4月1日～4月11日実施分 ▶ 一店舗当たり 44万円

令和3年4月1日から4月11日までの全期間、営業時間の短縮要請に全面的にご協力いただいた場合に支給

※店舗の所在地が都内ではない場合は、協力金の対象とはなりません。

※要請の開始日（令和3年4月1日）以降に開店した店舗は、本協力金の対象とはなりません。

申請受付期間

令和3年5月31日（月曜日）から令和3年6月30日（水曜日）まで

※申請は6月30日（水曜日）23時59分までに入力・アップロードを完了してください。

申請が完了した場合には、登録したメールアドレス宛てに「完了通知メール」が届きます。

※P12～13の書類を郵送で送付する場合は6月30日（水曜日）の消印有効です。

申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者としてします。

1 営業時間短縮の要請を受けた都内全域の飲食店等※1を運営する大企業※2及び大企業が実質的に経営に参画している法人(以下「みなし大企業」という※3)であること。

※1 飲食店等とは、「飲食店」及び「遊興施設等(バー、カラオケボックス等)」で飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗です。

※2 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業(小売業であれば、資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人)に該当しない会社

※3 みなし大企業とは、次に掲げるいずれかの事項に該当する中小企業をいいます。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- ・その他大企業が実質的に経営を支配(大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など)する力を有していると考えられること。

2 東京都からの営業時間短縮の要請の開始日(令和3年4月1日)より前から、食品衛生法第52条に定める飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得し、都内において飲食店等を営業していること。

3 営業時間短縮の要請に、対象となる全ての直営店舗において令和3年4月1日から4月11日まで、全面的にご協力いただいた大企業及びみなし大企業であること。

全面的な協力とは、令和3年4月1日から令和3年4月11日まで(11日間)の全期間、要請に応じて営業時間の短縮を行っていただくことです。

従前、夜21時から翌朝5時までの間に営業を行っていた店舗が、夜21時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わず(終日休業含む)、酒類の提供は11時から20時までとした場合(酒類の提供を終日行わなかった場合を含む)に対象となります。

4 ガイドラインを遵守のうえ「感染防止徹底宣言ステッカー」を、申請した対象店舗において要請期間中に顧客が見やすい場所に掲示していること。

5 申請した対象店舗において、コロナ対策リーダーを選任のうえ、登録すること。

6 申請店舗を運営し、申請店舗について営業時間短縮等を行う権限を有していること。

7 都内にある傘下のフランチャイズ店に対しても、営業時間短縮の協力依頼を行うこと。

8 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

中小企業及び個人事業主については、中小事業者向け申請受付要項をご覧ください。

申請手続き等

1 本協力金に関する問合せ先

本協力金の申請等に関する相談センターを開設しています。

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

(電話) **03-5388-0567**

(受付時間) 9時00分から19時00分まで

(土、日、祝日も開設しています。)

2 本協力金の申請に必要な書類等の入手方法

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年4月1日～4月11日実施分)のポータルサイト—大企業向け—(以下「ポータルサイト」といいます。)からダウンロードして入手することができます。

(URL) <https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/apr/daikigyo/index.html>

3 申請書類

P4～7に記載の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査のうえ、適正と認められるときは協力金を支給します。本協力金の支給開始は6月中旬※未定を予定しています。

5 通知等

- (1) 申請者については、東京都からの要請に対して協力を表明していただいた事業者として、ポータルサイトにおいて、法人名、対象店舗名(屋号等)及び所在する区市町村名をご紹介します。
- (2) 申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関して通知いたします。
- (3) 一方、申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関して通知いたします。

その他

- (1) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、東京都は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金全額を東京都に返還するとともに、協力金と同額の違約金を支払う必要があります。
- (2) 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、東京都は、対象店舗の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 東京都は、申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することがあります。
- (4) 東京都は、申請書類等に記載された情報を、国の支給金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関等から求めがあった場合、その限度で提供することがあります。
- (5) 「誓約書」における、2次元コードは、書類の種類を識別し円滑に事務処理を行うために付してあります。

よくあるお問合せ

対象者

○ 都内の飲食店等が対象になるとのことですが、具体的にはどのような店舗が協力金の対象となるのですか？

営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた飲食店及び飲食店許可のある遊興施設のうち、大企業及びみなし大企業が運営する店舗が対象となります。全面的な協力とは、令和3年4月1日から令和3年4月11日まで（11日間）の全期間、要請に応じて営業時間の短縮、酒類の提供時間の短縮等を行っていただくことです。なお、以下の店舗は協力金の対象とはなりませんので、ご注意ください。

- ① 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
（飲食店営業許可書・喫茶店営業許可書に「客室または客席を設けないこと」等の条件が付されている店舗及び、飲食する場所を設けていない店舗が該当します。）
- ② ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ③ イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- ④ 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- ⑤ ネットカフェ・漫画喫茶
- ⑥ 飲食スペースを有さないキッチンカー
- ⑦ ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ⑧ 結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- ⑨ 学校、病院、オフィス、研修施設、研究施設、その他の施設において、社員専用食堂等の集団給食業務を行う場合
- ⑩ 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合
（飲食店営業許可書に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）

[参考：東京都緊急事態措置等に関する質問と回答]

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1013657.html>



○ 誰が協力金を受け取ることができますか？

飲食店又は喫茶店の営業許可書をお持ちの上で、協力金の対象店舗を運営し、営業時間の短縮要請等に全面的に応じた大企業及びみなし大企業が受け取ることができます。なお、公益法人、学校法人、宗教法人等は対象になりません。また、飲食店等以外の店舗で緊急事態措置以外の対応として協力を依頼している劇場、集会場（貸会議室など）、運動施設（スポーツクラブ、ヨガスタジオなど）、遊技場（パチンコ屋、ゲームセンターなど）などについては、協力金の対象となりません。

○ 都内の飲食店等を運営する大企業も対象になるとのことですが、申請に当たり、中小事業者と異なる部分はどこでしょうか？

令和3年4月1日から同年4月11日までの全期間、営業時間の短縮にご協力いただく点は中小事業者と変わりませんが、大企業の場合には、特に以下の点も必要となります。

- （１）営業時間短縮要請の対象となる都内の直営店舗の全てにおいて、営業時間の短縮等に協力する必要があること
- （２）営業時間短縮要請の対象となる傘下のフランチャイズ店のうち、都内の店舗を運営する事業者に対し、営業時間短縮の協力依頼を行うこと

○ 直営店舗のうち、一部はテイクアウトやデリバリー専門での営業となっています。これらの店舗も時短営業への協力が必要でしょうか？

営業時間短縮の要請がかかっていない業態（テイクアウトやデリバリー専門）の店舗については、時短営業の必要はありません。

- **営業時間短縮の要請期間中(令和3年4月1日から同年4月11日まで)に新規開店した店舗があります。この店舗の協力金上の取扱いについて教えてください。**

今回の協力金は、「東京都における緊急事態措置等」による営業時間短縮の要請の開始日(令和3年4月1日)より前から、必要な許可等を取得のうえ営業を行っている飲食店等が対象となります。このため、同年4月1日以降に開店した店舗は、協力金の対象となりません。

時短営業への協力については、感染拡大防止の観点からも、ぜひご協力をお願いします。

- **もともと夜21時までの営業としている飲食店でも協力金の対象となりますか？**

もともと朝5時から夜21時までの間で営業していた飲食店等は、夜21時から翌朝5時までの営業時間の短縮要請に応じたことにならないため、支給の対象とはなりません。

- **営業時間を短縮し夜21時で飲食店を閉店した後、テイクアウト販売やデリバリーでの営業を続けても協力金の対象になりますか？**

テイクアウト販売やデリバリーでの営業は、緊急事態措置による営業時間短縮要請の対象外であるため、夜21時の閉店後に継続しても問題ありません。ただし、テイクアウト専門店や宅配のみの業態については、そもそも営業時間短縮要請の対象外であるため、要請に協力いただいた方を対象とする本協力金の対象となりません。

- **営業時間の短縮要請の対象となっていない施設にテナントとして入居して飲食店を営営していますが、支給対象となりますか？**

店内やフードコートなど施設内での飲食を前提とした飲食店で、要請内容に応じた営業時間の短縮を行っている場合は、支給の対象となります。支給対象者は飲食店営業許可書に営業者として記載のある方となります。

- **食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けたライブハウスを運営しています。営業時間短縮の要請に協力し夜21時で閉店した後、店舗内で清掃や練習を行っても協力金の対象となりますか？**

従業員による店舗の清掃や練習、オンライン配信のための撮影などで店舗に立ち入っても、営業していることには該当しません。必要な要件を満たすことで、協力金の対象となります。ただし、閉店後のオンライン配信に使用する場合であっても同時に複数の演奏者等が集まることを避けるなど、感染拡大の防止を徹底していただくことが必要です。

- **スポーツクラブ・スーパー銭湯・ゲームセンターなど、営業時間短縮要請の対象にならない施設内において、飲食店営業許可を受けた喫茶コーナーを運営しています。喫茶コーナー部分のみを夜21時までの時短営業とすれば、協力金の対象となりますか？**

例【スポーツクラブと喫茶コーナーの運営事業者が同一の場合】

飲食店として協力金を受け取るためには、施設全体(=この場合ではスポーツクラブ全体)での時短要請への協力が必要になります。このため、喫茶コーナーだけの営業時間短縮では、協力金の支給対象とはなりません。

例【喫茶コーナーの運営事業者がテナントとして入居している(=別事業者)場合】

喫茶コーナーの運営事業者が許可を受け営業している場合、喫茶コーナーのみが時短要請に協力し、支給要件を満たすことで協力金の対象となります。

- **「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していないと、協力金は支給されませんか？**

協力金の対象要件として、ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくことが必要です。

- **「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示が令和3年4月12日以降になった場合は、協力金は支給されないのですか？**

この場合、協力金の支給対象にはなりません。

○ コロナ対策リーダーを選任していないと、協力金は支給されませんか？

コロナ対策リーダーは、店舗ごとに選任し、都のホームページから登録をしないと協力金は支給されません。コロナ対策リーダーについては、東京都防災ホームページをご確認ください。

「感染防止徹底宣言ステッカー / コロナ対策リーダー」

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>

「よくあるお問い合わせ (コロナ対策リーダー)」

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/1013475/index.html>



○ 一度申請をした後で、申請する店舗が漏れていたことに気が付きました。後から申請店舗を追加することは可能でしょうか？

申請後に店舗を追加することはできません。また、同一法人による複数回の申請も受付できないため、申請前に対象店舗を十分ご確認ください。

○ 都内に数百軒の飲食店を展開しています。一度に申請できる数の上限はあるのでしょうか？

上限はありません。

対象期間

○ 協力金の支給を受けるには、いつから営業時間を短縮する必要がありますか？

令和3年4月1日から同年4月11日まで都内にある全ての直営店舗で営業時間短縮にご協力いただいた場合に、支給の対象となります。なお、日単位の協力で協力金を支給するものではありませんので、ご注意ください。

○ 毎週日曜日を定休日としている飲食店です。令和3年4月1日から同年4月11日までの全期間、営業日について営業時間短縮を行いました。定休日の日数分は協力金が減額されるのでしょうか？

都における協力金は、日単位で支給を行うものではありませんので、減額はありません。要請を行う全期間、都の要請に全面的にご協力いただいた場合に1店舗につき44万円の支給となります。

なお、要請期間中に閉店した店舗は支給の対象となりません。

申請手続き

○ 「3月8日～3月31日実施分」の申請をしていますが、支給決定通知が届いていません。簡易申請をしたいのですが、どうすればいいですか。

それ以前の「1月8日～2月7日実施分」または「2月8日～3月7日実施分」の支給決定通知がお手元にあり、申請者名、振込先口座、申請する店舗が同一である場合は、その直近の支給決定通知に記載の申込番号で簡易申請ができます。

いずれの支給決定通知もお持ちでない場合は、支給決定通知がお手元に到着するまでお待ちいただくか、締切に間に合わないようであれば、通常申請を行ってください。

○ 1店舗につき44万円の支給とありますが、店舗の数で支給額が変わるのですか？

時短要請にご協力いただいた店舗数に応じて、1店舗当たり44万円を支給します。例えば、事業者が2店舗分の申請をすれば88万円、3店舗分の申請をすれば132万円の支給を受けることができます。支給する店舗数に上限はありませんが、店舗ごとに必要な書類を準備したうえで、事業者がまとめて申請していただく必要があります。申請は、1事業者につき一度のみとし、店舗ごとにバラバラでの申請は受付できません。

○ 申請書への記入は必要ですか？

必要ありません。オンラインにて申請情報の入力をお願いします。

○ 「感染防止徹底宣言ステッカー」はどこで入手できますか？

東京都防災ホームページ「感染防止徹底宣言ステッカー」から入手できます。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>



○ コロナ対策リーダーはどこで登録ができますか？

東京都防災ホームページ「コロナ対策リーダー」から登録できます。



○ 支給決定通知は届いていますが、指定口座への協力金の入金がありません。いつ、支給になりますか？

通帳等に表示される振込名義は「トジタンキヨウリヨクキン」（ただし、表示される箇所まで）となりますので、今一度、ご確認をお願いします。

○ 直営の店舗以外にも、フランチャイズ店舗や子会社の店舗などがありますが、どこから・どのような単位で申請するのでしょうか？

それぞれ、実質的に店舗を運営する法人単位等（＝子会社、各フランチャイズ加盟事業者等）で取りまとめ、申請することとなります。[参考イメージ:P2]

○ 申請に当たり、都内のフランチャイズ店への協力依頼が必要とありますが、子会社・グループ会社への協力依頼も必要でしょうか？

子会社・グループ会社への協力依頼は必須ではありませんが、感染拡大防止に向けて、ぜひご協力をお願いします。

○ 申請に必要な光熱水費の検針票に、店舗の所在地が記載されているものはありません。どのような書類を代わりに提出すればよいのでしょうか？

光熱水費の検針票は、申請する店舗が「その場所」で「営業時間短縮要請前」から「営業活動を行っていた」ことを確認する書類として提出をお願いしています。

対象店舗の所在地が記載されているものであれば、以下のような書類で代替が可能です。

（例）

- ・店舗の賃貸借契約書＋家賃請求書（3月分）
- ・店舗固定電話の請求書（3月が使用期間のもの）※店舗宛てに請求書が届く場合
- ・おしぼりの納品書＋請求書（2月・3月分）
- ・パレットのリースに係る納品書＋請求書（2月・3月分）など

○ 光熱水費の検針票等について、具体的にいつごろの書類が必要でしょうか？

光熱水費の検針票等では、営業時間短縮要請前から営業活動を行っていたことを確認しています。このため、営業時間短縮要請のあった令和3年4月1日の前日を基準として、3か月程度前までの範囲が含まれる検針票をお願いします。

（令和3年1月1日から令和3年3月31日までのいずれかの期間が含まれるもの）

○ 店舗の内観及び外観の写真について、看板を入れるなど撮影時に気を付けることはありますか？

内観、外観それぞれ以下の点に留意して撮影をお願いします。

【内観】

- ・常態として飲食できるスペースがあるかどうかを確認できるよう、なるべく広く店内が写るように撮影してください。
- ・丸イス1つだけの写真や極端に接写している写真など、店内がわかりにくい場合には、追加で写真の提出をお願いすることがあります。

【外観】

- ・店舗の全景に加え、「のれん」や看板など、店舗名が入るよう撮影してください。看板やロゴ等の位置によっては複数枚の写真となっても差し支えありません。
- ・看板のない扉だけの写真など、店舗としての外観がわかりにくい場合には、追加で写真の提出をお願いすることがあります。

○ レンタルキッチンを借りて、不定期に喫茶店を開いています。喫茶店の営業許可書はありませんが、協力金の対象となるでしょうか？

レンタルキッチン、シェアキッチン等では、申請者自身が喫茶店営業許可を取得していないこと、店舗の管理権限を有していないこと等から、協力金の対象とはなりません。